

平成21年(行コ)第269号

八ッ場ダム費用支出差止等請求住民訴訟控訴事件

控訴人 柏村 忠志 外19名

被控訴人 茨城県知事 外1名

証拠説明書(甲A19)

2011(平成23)年5月19日

東京高等裁判所第10民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 谷 萩 陽 一 外

号証	標目(原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨
甲A19	人見第2意見書=八ッ場ダム住民訴訟に関する意見書-東京地裁判決の治水問題に関する判示に関して	22年11月30日	人見 剛 立 教大学教授	1 本件原判決である東京地裁判決が、治水負担金の違法性判断において、最高裁1日校長事件の判断基準を援用したことは、誤りであること、 2 上記最高裁判決は、4号請求の事案であるのに、原判決は、本件における1号請求にも上記最高裁判決の判断基準をそのまま援用した点で誤りがあること、 3 上記最高裁判決は、先行行為の権限機関(教育委員会)の判断を、財務会計行為の権限機関(知事)が尊重する必要があるという特殊事案における判断基準を示したものであるのに、 原判決は、上記のような特殊事案ではなく、先行行為の権限機関(国土交通大臣)の判断を、都知事が尊重しなければならないような関係にはなく、河川法63条の要件を充足していなければ支出が違法となる事案であるにもかかわらず、漫然と、上記最高裁判決の基準を援用した点で誤りがあること、 4 本件八ッ場ダム建設計画、河川法63条に基づく負担金支出命令が適法であることについては、被控訴人側に主張立証責任があるのに、実質的に、控訴人に、その主張立証責任を転換させた点で、原判決に誤りがあること等。